

事務連絡
令和元年8月2日

都道府県・指定都市市民活動担当課 御中

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付
参事官（共助社会づくり推進担当）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律
(令和元年法律第37号)による特定非営利活動促進法の一部改正について(通知)

平素より、共助社会づくりの推進に御尽力いただきありがとうございます。

標記について、令和元年6月14日に公布された、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、下記のとおり特定非営利活動促進法の一部が改正されることとなりましたのでお知らせいたします。

この改正による特定非営利活動促進法の新旧条文については別紙をご参照ください。

記

○成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律
(令和元年法律第37号)(抄)

(特定非営利活動促進法の一部改正)

第三条 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二十条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの
第四十三条の二及び第四十三条の三中「第二十条第五号」を「第二十条第四号」に改める。

附 則(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 第三条、第四条、第五条(国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。)、第二章第二節及び第四節、第四十一条(地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。)、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。)、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四

条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第百条まで、第百四条、第百八条、第百九条、第百十二条、第百十三条、第百十五条、第百十六条、第百十九条、第百二十一条、第百二十三条、第百三十三条、第百三十五条、第百三十八条、第百三十九条、第百六十一条から第百六十三条まで、第百六十六条、第百六十九条、第百七十条、第百七十二条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）並びに第百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

【参考】

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（平成30年3月13日閣議決定）（要綱、案文、理由、新旧対照条文、参照条文）

<https://www.cao.go.jp/houan/196/index.html>

※法案は衆議院において修正されています（土地改良法の改正規定（法案第111条）を削除し、建築士法等の改正規定の施行期日（法案附則第1条第3号）を平成30年12月1日から令和元年12月1日に修正）。修文案は別添をご参照下さい。

以上